

(1) 第 4 次市障がい者計画の改定等  
について

**【基本理念】 「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」**

**【基本目標】**

- 1 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること。
- 2 全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。
- 3 可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること。
- 4 社会参加の機会を確保すること。
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 6 社会的障壁を除去すること。

計画における4つの視点

**【視点1】 アクセシビリティの向上**

- (1) 「共に生きる社会」の理念普及
- (2) コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- (3) 障がい理解のための福祉教育の推進
- (4) 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- (5) 就業支援及び生活支援施策の推進
- (6) 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

**【視点2】 障がい者の自己決定の尊重及び当事者本位の総合的な支援**

- (1) 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- (2) 当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備
- (3) 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- (4) 権利擁護、成年後見制度に関する啓発及び推進
- (5) 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- (6) 多様な就労の場の確保

**【視点3】 障がいの種別、程度等を考慮した総合的なサービスの提供**

- (1) 障がい福祉サービス等の充実
- (2) 障がいの早期発見・早期療育の充実
- (3) 障がいの原因となる疾病等の予防
- (4) リハビリテーションと医療の充実
- (5) 障がい特性に応じた地域保健事業の充実
- (6) 社会的及び職業的自立の促進

**【視点4】 関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携**

第4次障がい者計画は、『新・いわき市総合計画』を踏まえながら、『いわき市地域福祉計画』、『高齢者保健福祉計画』、『新・いわき市子育て支援計画後期行動計画』、『健康いわき21』等の本市の関連する諸計画と連携し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

6つの施策分野

啓発・広報

各分野に位置づけられる施策の基本的方向性

- ア 「共に生きる社会」の理念普及
- イ 障がい特性に配慮した一層の理解促進
- ウ 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進
- エ 障がい理解のための福祉教育の推進
- オ 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- カ ボランティア活動の推進
- キ 権利擁護、成年後見制度に関する啓発及び推進

生活支援

- ア 当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備
- イ 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- ウ 障がい福祉サービス等の充実
- エ 地域移行の推進
- オ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興
- カ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実

保健・医療

- ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実
- イ 障がいの原因となる疾病等の予防
- ウ リハビリテーションと医療の充実
- エ 精神保健福祉の推進
- オ 障がい特性に応じた地域保健事業の充実

生活環境

- ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- イ 地域における暮らしの場の確保
- ウ 施設等における安全体制の確保
- エ 災害発生時における支援体制の確保
- オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

教育・育成

- ア 一貫した療育支援体制の充実
- イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成
- ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- エ 社会的及び職業的自立の促進
- オ 生涯学習活動の充実

雇用・就業

- ア 就業支援及び生活支援施策の推進
- イ 多様な就労の場の確保
- ウ 一般就労への移行促進の支援体制の充実
- エ 福祉的就労の充実

## 第4次いわき市障がい者計画改定に係る「考慮すべき変化等」一覧

No	考慮すべき変化等	概要等	No	考慮すべき変化等	概要等
1	<b>【障害者総合支援法の改正】</b> (平成30年4月1日施行)		4	<b>【障害者差別解消法の施行】</b> (平成28年4月1日施行)	障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された。 [主な規定内容] ・ 不当な差別的取扱いの禁止 ・ 合理的配慮の提供
	○ 自立生活援助の創設	障害者支援施設やグループホーム等の利用者のうち一人暮らしを希望する方に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービス。			
2	<b>【児童福祉法の改正】</b> (平成30年4月1日施行)		5	<b>【障害者の雇用の促進等に関する法律の改正】</b> (平成28年4月1日施行)	雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる改正。 [主な規定内容] ・ 雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務 ・ 上記に係る苦情処理・紛争解決援助
		○ 就労定着支援の創設			
3	<b>【地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法の改正）】</b> (平成30年4月1日施行)		6	<b>【発達障害者支援法の改正】</b> (平成28年6月1日公布（公布から3ヵ月以内に施行）)	切れ目ない支援及び共生社会を実現し、発達障がい者の支援のより一層の充実を図るため改正。 [主な改正内容] ・ 相談支援体制の整備 ・ 児童の発達障がいの早期発見及び保護者への助言等の支援の実施 ・ 障がいの有無にかかわらず共に教育を受けられるよう配慮 ・ 支援に関する情報の共有促進 ・ 差別の解消、いじめ及び虐待の防止等の対策推進、成年後見制度の利用促進等 ・ 発達障がい者の家族等への情報提供等の支援 ・ 個々の発達障がいの特性についての普及・啓発 ・ 専門的知識を有する人材の確保等
		○ 居宅訪問型児童発達支援の創設			
3	<b>【地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法の改正）】</b> (平成30年4月1日施行)		7	<b>【成年後見制度利用促進法の施行】</b> (平成29年5月13日施行)	成年後見制度は認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない事を鑑み、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため制定されたもの。 [主な規定内容] ・ 市民後見人の育成等による人材の確保 ・ 成年後見制度利用者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制の整備
		○ 医療的ケア児に対する支援体制の整備			
3	<b>【地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法の改正）】</b> (平成30年4月1日施行)		8	<b>【難病の患者に対する医療等に関する法律】</b> (平成27年1月1日施行)	持続可能な社会保障制度の確立を図るため、難病の患者に対する医療費助成を法定化し、公平かつ安定的な制度を確立するほか、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講じるため制定された。
		○ 「我が事・丸ごと」の地域福祉支援体制づくり			
	○ 共生型サービスの創設	福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを創設する。（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイなどが対象予定。）			

No	考慮すべき変化等	概要等
9	【水防法等の改正】 (平成29年6月19日施行)	平成27年9月の「関東・東北豪雨」や平成28年8月の台風10号において、「逃げ遅れによる多数の人命被害」や「甚大な経済損失」が発生したことに伴い、「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築を目的に改正。 [主な改正内容] ・ 市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設 ・ 災害弱者の避難について地域全体での支援
10	【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正】 (平成29年4月26日公布(6ヵ月以内に施行))	民間の空き家・空き室を利用して、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設など、住宅セーフティネット機能を強化するための改正。 [主な改正内容] ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設 ・ 居住支援法人による入居相談・援助 ・ 家賃債務保証の円滑化
11	【第5期市障害福祉計画 成果目標】	
	○ 地域生活支援拠点等整備	障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障がいにも対応できる専門性を有し、障がい者等やその家族の緊急事態に対応することを目的とし整備するもの。 [必要な機能等] ①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・要請、⑤地域の体制づくり(※地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容や充足の程度については市が判断。)
	○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神科病院に長期入院されている方の地域移行を進めるに当たり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築するため、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設ける。
12	【第1期市障害児福祉計画 成果目標】	
	○ 医療的ケア児に対する支援体制の整備	No. 2の【児童福祉法の改正】「医療的ケア児に対する支援体制の整備」に同じ。

No	考慮すべき変化等	概要等
13	【障がい児の子ども・子育て支援の提供体制の整備】 (子ども・子育て支援事業計画との連携)	障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるように、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえ、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業など地域資源ごとに、利用ニーズを満たせる目標を設定し、子ども・子育て支援等における障がい児の受入の体制整備を子ども・子育て支援計画と連携し行う。
14	【神奈川県相模原市の「障害者支援施設：津久井やまゆり園」における事件】	第4次いわき市障がい者計画の基本理念である「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」を目指し、一層「共に生きる社会」の理念を普及・啓発に努める。
15	【「新・いわき市子育て支援計画後期行動計画」が「いわき市子ども・子育て支援事業計画」への継承】	平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されたことに伴い、「新・いわき市子育て支援計画」を継承し「いわき市子ども・子育て支援事業計画(いわき市こどもみらいプラン)」が策定されたもの。

## 障害福祉サービス等の必要な量の見込及び見込確保のための方策

## 第4期いわき市障害福祉計画の施策体系

